

大口町鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法律」という。）第9条の規定による、生活環境、農業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲若しくは殺傷（以下「鳥獣の捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取若しくは損傷（以下「鳥類の卵の採取等」という。）の許可（以下「有害鳥獣捕獲許可」という。）に関する事務のうち、大口町（以下「町」という。）において行う事務については、法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(許可の考え方)

第2条 生活環境、農業又は生態系に係る被害の防止を目的とした、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣の捕獲等」という。）は、鳥獣による生活環境、農業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

2 有害鳥獣の捕獲等の実施にあたっては、被害防止のため迅速かつ有効に実施するよう指導するほか、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策が講じられるよう指導するものとする。

3 被害防止の観点から、日頃より人の生活に伴い排出される餌に野生動物が依存し、被害を生じやすくすることがないよう周知するとともに、有害鳥獣の捕獲等の実施に際しても対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた方法をとることにより、被害発生の遠因となることがないよう指導するものとする。

(事務の処理)

第3条有害鳥獣捕獲許可に係る事務は、有害鳥獣の捕獲等をする場所が所在する市町村において処理するものとする。ただし、申請の区域が他の市町村にわたる場合を除く。

(許可基準)

第4条有害鳥獣捕獲許可にあたっては、法律、省令、規則及び鳥獣保護事業計画に従うほか、特別の事由がない限り別表の基準によるものとする。

(留意事項)

第5条 有害鳥獣捕獲許可にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 銃器による捕獲にあつては、許可を受ける者の狩猟免許の有無を確認するとともに、使用する銃器の用途として銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定による有害鳥獣の狩猟許可がない場合は、同法による用途目的外使用に該当するものとして許可しないものとする。
- (2) 捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、捕獲の目的に照らして適正に処理させるものとする。
- (3) 捕獲物を利用する場合は、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にするよう指導するものとする。
- (4) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

(申請書の提出等)

第6条 有害鳥獣の捕獲等を行おうとする者は、有害鳥獣捕獲等許可申請書（様式第1）に次の書類を添付の上、町に提出するものとする。

- (1) 有害鳥獣の捕獲等を行う場所を明らかにした図面
- (2) 有害鳥獣の捕獲等の方法を具体的に明らかにした図面等（銃器を使用する場合は除く。）
- (3) 2名以上の者が申請する場合にあつては、鳥獣捕獲等許可申請（従事者）名簿（様式第2）
- (4) 依頼に基づき有害鳥獣の捕獲等を行う場合は鳥獣捕獲等依頼書（様式第3）
- (5) その他町が申請の内容を明らかにするために必要と認める書類

- 2 申請者が国、地方公共団体又は法律第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人（以下「国等」という。）による申請の場合であって、従事者証の交付を受ける場合は、鳥獣捕獲従事者証交付申請書（様式第4）及び前項第3号の鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿を別に提出させるものとする。

（許可証等の記載）

第7条 許可証等の記載は、次により行うものとする。

(1) 省令第7条に定める鳥獣捕獲許可証の記載事項

ア 番号には町名を冠する。

イ 目的の欄は、別表の区分により「有害鳥獣捕獲（対処捕獲）」又は「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）」と記載する。

ウ 方法の欄は具体的に記入する。

例1 「口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃」

例2 「網（ただしかすみ網は除く。）」

エ 区域の欄はその区域をはっきりと明示する。

例1 大口町一円で省令第7条第1項第7号に示す場所すべてを除く場合
「大口町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所を除く。」

例2 大口町一円で省令第7条第1項第7号のうち鳥獣保護区のみを含める場合

「大口町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所（イの場所を除く。）を除く。」

例3 鳥獣保護区のみで許可する場合

「大口町鳥獣保護区に限る。ただし、省令第7条第1項第7号ハからチの場所を除く。」

例4 特定の町名地番で許可する場合

「大口町〇〇〇丁目地内」

(2) 省令第7条に定める従事者証の記載事項

ア 番号は従事者の一連番号を記入する。

イ 鳥獣等の種類及び数量は鳥獣捕獲許可証の該当欄の内容と一致させる。

(許可証等の交付等)

第8条 町は、第6条又は前条に規定する申請書等が適正であると認めるときは、鳥獣捕獲許可証(様式第5)及び従事者証(様式第6)を申請者に交付するとともに、有害鳥獣捕獲従事者と記載された腕章(国等にあつては赤線の入ったもの)を貸与する。

2 前項の規定により鳥獣捕獲許可証等の交付を受けた者(以下「被許可者」という。)が国等である場合は、従事者証は許可を受けた国等が保管し、捕獲に従事させる日に限り、従事者に所持させるものとする。

(腕章等の着用)

第9条 有害鳥獣の捕獲等を実施するときは、従事者に鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯させるとともに、町が貸与する腕章を着用させなければならない。

(標識の装着)

第10条 法律第62条第3項に準拠して、使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、許可者、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を、縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着させるものとする。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

第11条 国等に対する許可の場合は、国等に対し指揮監督の適正を期するため、鳥獣捕獲事業指示書(様式第7)を従事者に交付させるとともに、鳥獣捕獲従事者台帳(様式第8)を整備するよう指導するものとする。

(危害の発生防止)

第12条 町は有害鳥獣の捕獲等を実施するにあたっては、捕獲を実施する者に対して、次の事項について周知するものとする。

(1) 捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、捕獲の実施にあたっては、必要に応じて事前に関係地域住民等に周知させるとともに、万全の措置を講じさせること。

(2) 銃器による捕獲の実施にあたっては、実施日時及び区域について、実施ご

とに事前に文書により、所轄警察署、地元関係機関等と綿密な連絡を取らせること。

(通知)

第13条 町は有害鳥獣捕獲許可をした場合には、鳥獣捕獲許可調書(様式第9)を添え、愛知県尾張事務所長、江南警察署長、鳥獣保護員等に通知するものとする。

(許可証等の返納)

第14条 町は有害鳥獣捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われた場合には、被許可者から速やかに鳥獣捕獲許可証及び腕章(以下「有害鳥獣捕獲許可証等」という。)を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わせるものとする。

2 鳥獣捕獲許可証等の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、鳥獣捕獲許可証の裏面又は別紙により有害鳥獣の捕獲等を行った場所(鳥獣保護区等位置図に示すメッシュ番号)、その種類及び員数、捕獲物の措置の概要等についての報告を被許可者に対し求めるものとする。

(捕獲結果等の報告)

第15条 町は、毎年度の捕獲結果等を取りまとめ、鳥獣捕獲結果報告書(様式第10)により翌年度の4月30日までに、愛知県尾張事務所長に報告するものとする。

(図面の整備)

第16条 町長は、管内の鳥獣保護区等位置図を備え置き、申請者が参照できるようにするものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、事務の取扱いにあたって疑義が生じた場合は、愛知県尾張事務所環境保全課と協議の上処理するものとする。

附 則(平成15年11月28日 大口町告示第112号)

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。